

「福岡市おむつサービス事業」登録事業者募集要項

1 趣旨

福岡市おむつサービス事業を実施する事業者の選定を、公募型提案競技方式により実施します。

2 事業概要

(1) 対象事業

福岡市おむつサービス事業

(2) 目的

在宅の寝たきり高齢者等及びその家族介護者に対し、おむつの給付配送（定期的に配送し、費用の一部を助成）を行うとともに、その効果的な使用方法について助言を行うことにより、介護の負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とします。

(3) 内容

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 予定登録期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

（登録は単年度毎に行いますが、実施状況が良好な場合には、本業務に係る予算成立を条件として、登録の更新を可能とします。なお、更新は1回を限度とし、以降は事業者の公募を行います。）

※ただし、市の施策の変更等により、更新を行わない場合があります。

3 スケジュール

① 募集開始	令和8年10月15日(木)
② 説明会参加申込締切	令和8年10月22日(木) 午後5時
③ 質問期間	令和8年10月23日(金)～令和8年10月29日(木)
④ 説明会開催日時	令和8年10月26日(月) 午後3時から
⑤ 参加申込期間	令和8年10月26日(月)～令和8年11月4日(水)
⑥ 参加資格審査結果通知発送	令和8年11月9日(月) 予定
⑦ 企画提案書提出締切	令和8年11月16日(月) 午後5時
⑧ 選定委員会	令和8年11月30日(月)
⑨ 事業者決定通知	令和8年12月中旬頃予定

4 説明会

下記のとおり公募に関する説明会を実施します。

なお、説明会への出席は、1事業者2人までとします。

(1) 開催日時 令和8年10月26日(月) 午後3時から

(2) 開催場所 福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）（福岡市中央区荒戸3丁目3番39号）

※出席希望者は、説明会参加申込書（様式第1号）を10月22日（木）午後5時までに、電子メールで提出してください。当課で受付後、受付完了メールをお送りいたします。

※説明会にご出席の際には、本募集要項等をご持参くださいますようお願いいたします。

※提案競技への参加を希望される場合は、説明会に参加いただく必要がありますので、ご注意ください。

5 質問書の提出

質問が生じた場合は、令和8年10月23日（金）から令和8年10月29日（木）までに、質問書（様式第2号）に記載の上、電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、令和8年11月2日(月)までに電子メールで回答します。

【質問書提出先】 福岡市福祉局高齢社会部高齢福祉課
Email koreifukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp

【質問および回答の掲示先】

HOME>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等
>質問と回答

6 この提案競技に参加する者に必要な資格

(1) 次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することはできないものとします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当するものでないこと。
- ② この提案募集の公示日から福岡市おむつサービス事業登録候補者決定の日（登録候補者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- ③ この提案募集の公示日から福岡市おむつサービス事業登録候補者決定の日（登録候補者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ④ 市町村税を滞納していない者であること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 福岡市内に本店（本社）又は支店（支社）・営業所・事業所等があること。

※なお、福岡市おむつサービス事業登録候補者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

7 参加申込

参加資格を確認し、下記のとおり申込みをお願いします。

- (1) 参加申込書等の提出期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月4日（水）まで
（受付日及び時間は、平日の午前9時から午後5時まで。）

- (2) 提出先

福祉局高齢社会部高齢福祉課
（福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所12階）

- (3) 提出方法

提出先に（4）の提出書類を直接持参すること。

※参加申込書及び必要資料の提出は、提出先へ持参することのみとし、郵送又は電子メール等によるものは受け付けません。

(4) 提出書類

以下の①～⑨とする。うち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている事業者にあつては、③～⑨の提出は不要です。

①参加申込書（様式第3号）

②会社概要（事業概要がわかるパンフレット等でも可）

③登記事項証明書

注1） 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

注2） 登記事項証明書において、会社の一事業所と確認できない場合については、別途、会社の一事業所である旨の申立書（会社代表者印がある書類）を提出すること。様式は問いません

④市町村税を滞納していないことの証明書

注1） 福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税納税証明書

注1） 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2） 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥委任状（様式第4号）

注1） この提案競技の案件に係る本市との取引及び本事業の契約を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書（様式第5号）

注1） 様式5に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧役員名簿（様式第6号）

注1） 様式第6号に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2） この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3） 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1） 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(5) 提出部数 各1部

(6) 提出時の留意事項

①書類の提出に係る費用は申請者の負担とします。

②提出書類については、申請書の審査及び契約手続きを行う上で必要な範囲の複製をすることがあります。

③提出書類については、理由を問わず返却しません。

④申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出するものとします。

⑤提出書類については、申請書の審査及び契約手続き以外の目的で使用しません。ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人の利益を害するおそれがある情報

など)を除き、情報公開の対象になります。

8 参加資格審査及び参加資格審査結果通知

(1) 参加資格審査

上記「7 (1) 参加申込書の提出期間」に提出書類を提出した事業者のうち、「6 この提案競技に参加する者に必要な資格」の全てを満たした事業者を本件業務の提案書提出の資格があるものとしします。

(2) 参加審査結果通知発送

令和8年11月9日(月) 予定
※電子メールで送付いたします。

(3) 留意事項

参加審査結果通知書において、参加資格があるとされた事業者(以下「提案参加事業者」という。)であっても、提案書提出までに参加資格を満たしていないと認められる事実が発生あるいは発覚した場合は、参加資格を喪失するものとしします。

9 企画提案書の提出方法について

(1) 提出期間及び提出方法

令和8年11月10日(火) から令和8年11月16日(月) 午後5時までにご持参ください。
(受付日及び時間は、平日の午前9時から午後5時まで。)

(2) 提出先：福岡市福祉局高齢社会部高齢福祉課

(福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所12階)

(3) 提出書類

以下の企画提案書をご提出ください。また、全体にわたって、参加事業者名(シンボルマーク含む)が分からないようにしてください。

●企画提案書

企画提案書の記載項目については、以下のとおりです。指定の様式(※)で作成することとし、自由提案及び様式にない事項については、書式は問いません。

※A4縦又は横の横書きを基本とし、表紙をつけ、必ずページ番号を付けてください。

※表紙には、参加申込期限後に市が電子メールでお知らせする提案者番号(A社、B社など)を明示してください。

※両面印刷の場合は、A4縦は左右開き、A4横は上下開きの長辺綴りとしてください。

※図面などでA3となる場合は、A4サイズに折り込んでください。

※企画提案書の項目ごとに見出し(例「I-1」などのインデックス添付)を付けてください。

※全体をフラットファイルで綴じてください。(左綴じ)

(4) 提出部数

8部

(5) その他

参加を辞退する場合は、辞退届(様式第7号)をご提出ください。

10 選定について

(1) 審議及び登録事業者の数

提案競技の選定委員会において、別紙1「福岡市おむつサービス事業登録事業者募集要項選定基準」に基づき提案内容の書類審査を行い、総合点の高い順に上位10事業者程度を登録候補者としします。ただし、いずれの場合も、別紙1「福岡市おむつサービス事業登録事業者募集要

項選定基準」の「事業運営サービス」の合計点が54点（90点満点のうち6割）以上である必要があります。

※審査資料は提出済みの応募書類とし、追加資料は認めません。

(2) 結果通知

令和8年12月中旬頃に、電子メールに添付した文書で提案参加者全員に通知予定です。

また、選定された登録候補者の事業者名については、福岡市ホームページで公表します。

(3) 選定基準

別紙1のとおり。

11 提出書類の取扱い

(1) 提案書類提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

(3) 提出書類は、審査事務に必要な場合、複製することがあります。

12 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合又は選定委員や本市職員等に対する働きかけや接触等の不正な行為が認められた場合は、失格とすることがあります。

13 契約

(1) 福岡市は、福岡市おむつサービス事業登録候補者と提案内容をもとに最終的な仕様を決める協議を行い、契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続きのための協議を行います。

(2) 契約に当たって、選定事業者は契約日までに契約保証金（契約金額の10%以上）を福岡市に納付する必要があります。

※福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部が免除されます。

14 業務の引継ぎ等

令和9年4月1日からの円滑な業務開始のため、令和8年度中に、業務の引継ぎや準備等を行っていただきます。詳細は別途協議します。

なお、受託予定事業者の事情で、業務の実施が出来なくなった場合、準備のために支出した費用等について、本市が負担することはありません。

15 選定後の説明会

選定後、令和9年度以降のおむつサービス事業の具体的な運用方法について、再度説明会を実施予定です。説明を受けて、本事業の実施が困難と判断される場合は、令和9年1月27日(水)までに、辞退届（様式8）をご提出ください。

16 その他の留意事項

(1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。

(2) 審査結果に関する質問には回答しません。

(3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。

(4) 契約予定者となった場合、速やかに法人の役員等（役員等として登記又は本市若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している事業者を含む。）及び業務従事者の名

簿を提出いただきます。(選定時及び契約締結予定日現在で福岡市競争入札参加資格者名簿において登載されている場合を除く。)

(5) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。

17 添付書類

- (1) 説明会参加申込書(様式第1号)
- (2) 質問書(様式第2号)
- (3) 参加申込書(様式第3号)
- (4) 委任状(様式第4号)
- (5) 誓約書(様式第5号)
- (6) 役員名簿(様式第6号)
- (7) 辞退届(様式第7号)
- (8) 辞退届(様式第8号)
- (9) 企画提案書様式
- (10) 選定基準(別紙1)
- (11) 福岡市おむつサービス事業実施要綱

18 お問い合わせ先

福岡市福祉局高齢社会部高齢福祉課 山本、北崎

電話:092-711-4881 FAX:092-733-5914

電子メールアドレス: koreifukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp